

障害福祉サービス事業者の指定取消について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	一般社団法人日本博雄厚生福社会
事業所名	赤穂元禄村（赤穂市）
事業種別	就労継続支援B型
指定年月日	令和4年12月1日

2 処分内容 指定取消

3 処分年月日 令和6年4月19日

4 処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に該当する事実があったため